

令和 4 年 6 月 30 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01345

研究課題名(和文) 刑事訴訟における「事実・証拠の量」と訴因・争点設定の相関関係に関する理論的考察

研究課題名(英文) The Description Density of facts constituting the crime that the court must signify and the Amount of Evidence for Beyond a Reasonable Doubt

研究代表者

宇藤 崇 (UTO, Takashi)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：30252943

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、刑事訴訟において裁判所の実事認定に必要となる「事実・証拠の量」を、検察官による訴因の設定と裁判所の訴訟運営との相関関係のうち分析し、あるべき運用の理論的枠組みを得ることにある。

研究の成果として、主として次の2点を確認した。(イ)過失犯の訴因中に記載される結果回避義務を基礎づける事実について、訴因としての拘束力を適切に位置づけるべきこと。(ロ)注意義務違反それ自体、またそれを基礎づける事実のそれぞれにつき、認定すべき事実の整理そのものと択一的認定とが相関関係にあること。

研究成果の学術的意義や社会的意義

あるべき事実認定の密度については、従来、主として概括的認定との関係で論じられてきたものである。その限りで、先行業績も多数存在する。それに対して、本研究の成果の意義は、これまでの研究を踏まえ、最終的に事実認定の密度それ自体が、訴訟当事者の訴追活動、および裁判所の訴訟運用それ自体に左右されることを明確に指摘することにある。このような議論を整理する際の枠組みを定式化し、その一端を提供する研究はなお少なく、学術的な意義があると思われる。また、判例を踏まえ、社会実装を見据えて先の枠組みを提示する点で、社会的にも有意義たり得る。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to clarify that in Japanese criminal proceedings, the description density of "facts constituting the crime" that the court must signify and the amount of evidence beyond a reasonable doubt are determined in correlation with the composition of the count by the prosecutor and the trial management by the court.

To this end, the present study examines the descriptive density required for a count for negligent and the problem of selective finding for conviction.

研究分野：刑事法学

キーワード：刑事手続法 刑事事実認定

1. 研究開始当初の背景

本研究の目的は、刑事訴訟において裁判所的事实認定に必要となる「事実・証拠の量」を、審判対象設定・争点の設定の仕方という訴訟当事者の活動との相関関係のうち分析し、あるべき運用の理論的枠組みを明らかとすることにある。以下では、このような目的で研究を開始するに至った背景を、「証拠の量」、「事実の量」及びその相関関係の順に説明する。

(1) 「証拠の量」の問いについては、それ自体、刑事訴訟の核心をなすテーマの1つであり、すでに様々な角度から論じられている。そのアプローチは大別すると次のようになる。(イ) 刑事訴訟にあって主張責任・立証責任の分担をいかに規律するかという角度からのアプローチ(「訴因の明示・特定」論)、(ロ) とりわけ状況証拠による立証に関わり、間接事実の構造を含めいかにそのプロセスを規律するかという角度からのアプローチ(例えば、証明構造論)、(ハ) 「合理的疑いを容れない程度」という証明度の内実を明確化するというアプローチ、である。それぞれのアプローチは、同じく訴訟の分類される民事訴訟における要件事実論、事実認定論等とほぼ対応している。その一方で、先の各アプローチと密接な関係を有するはずの証明に必要な「証拠の量」の問いについて、民事訴訟法学では解明度及び信頼度というテーマのもとに充実した検討がなされているのに対して、刑事訴訟法学では、なお断片的な検討があるにとどまる。

(2) 「事実の量」の問いは、どの程度の密度をもって事実を認定するべきか、というものであり、先の証拠の量の問いと密接に相関する。こちらについては、すでに概括的認定論等を通じて検討されているものの、証拠の量との関係のもとに検討されてきたわけではない。

さらに、それらの相関関係となると、それ自体を検討した研究はとほしいといつてよい状況にあった。とりわけ、どのように当初訴因が検察官により設定され、また被告人側が何を争点としたかという具体的な訴訟経過との相関関係を問うようないわば動的な検討となるとごく少数にとどまる。

(3) 本研究代表は、本研究開始時点までに、刑事法における実体法と手続法の交錯をテーマとした検討を進めてきたところ(「刑事過失の認定における実体法と手続法の『連結』の探究」(科研費基盤研究(C)、研究代表:宇藤崇、研究課題番号 24530071)、「刑事過失の認定における実体法と手続法の「連結」の実践的応用」(科研費基盤研究(C)、研究代表:宇藤崇、研究課題番号 15K03176))、先のような議論状況を把握し、とりわけ、あるべき「証拠の量」につき検討を進めてきた。また、あるべき「事実の量」についても、例えば、刑事訴訟における裁判員裁判の導入に伴って、公判で取り扱われる証拠の量をいかにおさえ、裁判員でも審理に耐え得る程度に収めるかが重要な検討事項とされてきたこと、難解な法律概念をいかに理解しやすく整理するかという議論が、実質的に、認定すべき事実の密度に関わるものであったと捉え直すことができること等から、十分にその検討の必要性は理解できる状況にあった。

本研究は、研究代表者の前述のような検討と議論状況を踏まえる中で開始されたものである。

2. 研究の目的

先に見たように、本研究の目的は、現時点でなお不十分であると思われる「事実・証拠の量」の理論的位置づけを明らかにし、訴因・争点の設定という刑事訴訟の動きと、あるべき「事実・証拠の量」との相関関係を体系的に理解することにある。具体的には次のとおりである。

(1) 「証拠の量」については、研究テーマとしてなお十分には定式化されていないことから、民事訴訟における手続運営と比較することにより、刑事訴訟との関係でも、そのテーマとして定式化することを目標とした。その限りにおいて、刑事法における実体法と手続法の交錯をテーマとして研究代表者が検討を進めてきたものの延長線上に位置づけられるものであり、本研究では、その整理・展開を目的とした。

(2) 「事実の量」、その「証拠の量」との相関関係についても、従来研究の手掛かりとしてきた過失犯の注意義務違反の認定をめぐる最高裁判例、下級審裁判例を分析し、裁判官がその訴訟運営の過程で必要とされる「事実の量」をどのように理解し整理しているかについて、その傾向と枠組みを見出すことを目標とした。具体的には、検察官による訴因設定、それに対する裁判所による訴訟指揮(訴因変更の勧告、求釈明等)、最終的に認定されるべき「罪となるべき事実」に記載されるべき密度に関わる判断を明らかとし、その定式化の準備を目的とした。

3. 研究の方法

本研究は、これまでの諸研究を再検討、整理するものであることから、国内・国外の刑事実体法、刑事手続法の基本的な判例や文献を収集し、分析することを研究の方法とした。それとともに、そのテーマが、刑事実務における刑事法の実践及びそのスキルに関わる諸要素を見据えたものであることから、各種研究会及び日常的な交流の中で、刑事裁判に関わる法律実務家、とくに裁判官と様々に意見を交換し、判例としても言語化されていない知見の取材と検討を進めることが不可欠であった。

本研究期間中、その大方がいわゆる新型コロナウイルス感染症の影響下ではあったが、判例や文献の収集、分析については、ほぼ影響なく進めることができた。また、法律実務家との意見交換についても、研究会等を開催しづらい状況になったことはあるものの、機関全体を通じてみれば、おおむね所期するのと近い方法により実施することができたものといえる。

4. 研究成果

(1) 「**証拠の量**」については、これまでの研究を踏まえ、過失犯における事実認定とのかかわりで検討を進めてきた。本期間中に所期のように独立したものとして研究成果を示すには至っていないが、後述・論文、報告における検討の基礎をなすものとして、部分的にその成果を用いている。

論文 は、刑法学会でのワークショップを踏まえ、その場での報告、検討をその後の研究をも踏まえ整理したものである。被疑者取調べの録音録画のうち、どのようなものが、どの程度、実質証拠として裁判所の取調べの対象となりうるかを明らかにしている。

(2) 「**事実の量**」及び**相関関係**については、次のとおり。

論文 は、東京高判平成 28・8・25(判タ 1440 号 174 頁、以下、東京高判平成 28 年という)を検討した論文である。東京高判平成 28 年は、交差点を左折進行していたトラックが、その出口付近で横断歩道上を自転車で走行していた被害者と衝突し、転倒させるなどして死亡させたという自動車運転過失致死罪に関わる事案である。被告人は、先のトラックの運転に際して、被害者がいることをサイドミラー等により確認せず先のような事故に至ったとして起訴されたものの、その審理の過程において、被告人からの死角に被害者がいたかもしれないところ、そのような死角があり、被害者がいるかもしれないことに注意を払わず事故に至ったとの疑いが生じ、その旨の訴因が追加され、最終的にそのいずれかであったことは間違いないものの、いずれであるかは判然としなかった。この事案において、東京高判平成 28 年は、先の両事実を択一的に認定し有罪とした原判断は否定したものの、事故のあった交差点とトラック左折時に求められる一連の運転方法を踏まえ、先の両訴因を併せたような過失態様の訴因を追加させたうえでこれを認定し、自判している。

論文 は、このような東京高判平成 28 年を手掛かりとして、過失犯の「罪となるべき事実」の前提となる注意義務違反につき、訴因の明示・特定があるというためには、どの程度の記述が必要であるのかという点について、訴因の明示・特定そのものに関わる裁判例のほか、訴因変更の要否に関わる裁判例の傾向を踏まえて検討した。また、それとあわせて、そもそも択一的認定が許されない事案であったかについても検討を進めた。

報告 は、東京高判令和 2・11・25(LEX/DB25571194、以下、東京高判令和 2 年)を中心とした判例研究であり、刑事法研究者と神戸地裁の裁判官からなる研究会での報告である。事案は、自動車運転避止義務違反による過失運転致傷により被害者を死亡させたというものであり、この運転避止義務(=過失犯における注意義務違反)を根拠づける具体的事実の取扱いが問題となった。原判断(前橋地判令和 2・3・5LEX/DB25571194)では、違反のあったとされる運転避止義務の内容は同じであるものの、それを根拠づける事実につき、本位的訴因中に示されたものと、予備的訴因中に示されたものとが異なっていたところ、そのいずれとも確信できなかったことから無罪を言い渡している。控訴審にあたる東京高判令和 2 年では、このような判断を覆し、有罪を言い渡している。報告では、これらのことを踏まえ、過失犯において結果回避義務を基礎づける事実が、訴因の記載、および択一的認定においてどのように取り扱われるべきであるかを検討した。

以上のような、論文、報告での検討の結果として、(イ)過失犯の訴因中に記載される結果回避義務を基礎づける事実については、従来、訴因としての拘束力を有しないとの理解が有力であるが、そのような理解では不十分であり、先の拘束力を適切に位置づけるべきことを確認した。また、(ロ)注意義務違反及びそれを基礎づける事実、それぞれの択一的認定につき、訴訟運営の中での扱われ方、とりわけ認定すべき事実の整理そのものと相関関係にあることを確認した。

なお、**論文** は、公判前整理手続における証拠開示に関わる近時の法整備につき検討したものであり、刑事裁判において取り扱われるべき証拠、事実の整理にかかる基礎的な検討を行っている

る。

論文 は、刑法 207 条が定める同時傷害の特例の適用に関わる裁判例を取り上げ、検討したものである。刑事裁判における「疑わしきは被告人の利益に」の原則にもかかわらず、挙証責任の転換が認められたこととの関係で、その立証事項がどのように整理されるべきかがポイントとなった。

引用文献等

〔論文〕 宇藤崇，争点整理と証拠開示，論究ジュリスト，査読なし，2019 年，31 号 100 - 106 頁

〔論文〕 宇藤崇，過失犯における事実認定と訴因の構成，研修，査読なし，2019 年，856 号 3-18 頁

〔論文〕 宇藤崇，取り調べ録音録画の証拠としての使用のあり方，刑法雑誌，査読なし，2020 年，58 巻 520 - 525 頁

〔論文〕 宇藤崇，同時傷害の特例が求める挙証責任の転換と被告人による立証，法学教室，査読なし，2019 年，467 号 467 - 467 頁

〔報告〕 宇藤崇，過失犯における注意義務違反（運転避止義務違反）を根拠づける具体的事実の訴訟的取扱い，判例刑事法研究会，神戸大学，2021 年 9 月 25 日〔報告〕

（以上）

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 宇藤崇	4. 巻 58
2. 論文標題 取調べ録音録画の証拠としての使用のあり方	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 520 - 525
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇藤崇	4. 巻 31
2. 論文標題 争点整理と証拠開示	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 100 - 106
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇藤崇	4. 巻 856
2. 論文標題 過失犯における事実認定と訴因の構成	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 研修	6. 最初と最後の頁 3 - 18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇藤崇	4. 巻 467
2. 論文標題 同時傷害の特例が求める挙証責任の転換と被告人側による立証	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 467 - 467
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 宇藤 崇
2. 発表標題 過失犯における注意義務違反（運転避止義務違反）を根拠づける具体的事実の訴訟的取扱い
3. 学会等名 判例刑事法研究会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------